

〇〇〇〇後援会

(名称・所在地)

第1条 本会は、〇〇〇〇後援会と称し、主たる事務所を〇〇市（町・村）に置く。

(目的)

第2条 本会は、〇〇〇〇氏を後援することにより市（町・村）の発展と市民（町民・村民）の生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のための必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	若干名
会計責任者	1名
監事	2名

(役員を選出及び任期)

第6条

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第7条

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じて臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費（年額1,000円）、寄付金その他の収入をもって充当する。

(会計年度)

第9条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(補則)

第10条 本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和〇年〇月〇日より実施する。

(注意)

これは、後援会の場合の規約の見本ですので、様式は必ずしもこのようなものである必要はありませんが、以下の事項については必ず定めてください。

① 名称及び所在地に関する規定

② 目的に関する規定

ア 後援会の場合は、被後援者の氏名を明記

イ 後援会以外の団体の場合は、政治目的であることがはっきりわかる内容

③ 会計年度に関する規定

なお、収支報告書は1月1日から12月31日で調製する必要がありますので、特段の事情のない限り1月1日から12月31日とされることをお勧めします。

④ 規約の実施年月日に関する規定（附則）